

「第19回機械要素技術展」小間装飾業務委託仕様書

1. 件名 「第19回機械要素技術展」(会期6/24～26)装飾業務委託

2. 履行場所 東京ビッグサイト(江東区有明3-21-1)東ホール

3. 業務内容

3-1. 小間装飾

公社借上スペース(W18.0m×D5.4m×H2.7m、97.2㎡)に下記を設置すること。

○展示スペース 16社分(1社当たり1.8m×1.8m程度)

- ・社名板
- ・システム展示台(1.8m×0.5m程度は確保すること)
- ・照明(40W蛍光灯またはスポットライト×2、100V2口コンセント×1)
*LED可、但し同等の明るさを有すること
- ・システムパネル

○公社事務局スペース(1.5m×1.5m程度)

- ・受付カウンター 1台
- ・照明(40W蛍光灯またはスポットライト、100V2口コンセント)

○商談セット(テーブル1台、椅子4脚) 6セット

○共用ストックヤード(2.0m×1.0m程度)

○電気工事(展示スペースに照明、コンセントを設置するためのもの)

○タイルカーペット

3-2. 看板設置

当該スペースが公社エリアであることを認知させる看板を作成し、スポットライト等照明器具で照らすこと(2014は両面立ち上げ看板 W8000×H900×D300)

3-3. 展示品運搬

公社ブースの展示物(パンフレット等)の荷物運搬・会場⇄公社/パレット1

3-4. 取付及び撤去業務

上記 3-1、3-2の取付及び撤去業務

4. 履行年月日

装飾日 平成27年6月23日

撤去日 平成27年6月26日

5. その他

(1) 情報公開について

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

① 表項目

契約方法(競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別(工事・委

託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

(2) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(3) 環境対応車の使用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 会期中の対応（特に初日については追加・変更等への対応をお願いします。）

不明な点は担当者と協議の上、決定すること。

また、第18回機械要素技術展事務局の指示に従うこと。

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部 取引振興課 堀切川・風間

電話 03-3251-7883

FAX 03-3251-7888

小間装飾デザイン図面の提出について

デザイン図面の提出については、以下の通りの案の提出をお願いします。

1. 装飾案の内容

1社あたりスペースを確保しつつ、展示効果の高い配置案

<ポイント>

来場者の目に留まりやすい、かつ、出展企業者同士の交流を行えるような配置とすること。

公社ブースとしての一体感を小間装飾・看板で表現すること。

2. 提出点数

各1点以上

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。